



平成27年度復興庁予算に係る要求方針について

平成27年度復興庁予算については、既存の事業の成果を検証しつつ、その効率化を進めた上で、復興対策を推進するため、次の4つの方針に基づき概算要求を行っていきます。

1. 被災地の抱える以下の課題の解決に直結する予算とすること。その際には、復興の加速化を進めていく中で、隘路となっている課題についても着実に解決すること。
 - ・住宅再建・復興まちづくり
 - ・産業・生業（なりわい）の再生
 - ・被災者支援（健康・生活支援）
 - ・原子力災害からの復興・再生
2. 福島に関しては、昨年12月20日の閣議決定（注）を踏まえ、早期帰還支援や新生活支援を行うなど、原子力災害からの福島の再生を加速する施策を講じること。

（注）「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日）
3. 「新しい東北」の創造と経済再生の好循環を目指して、先導モデル事業等による先進的な取組の加速化と被災地における横展開に取り組むこと。
4. これまでの予算の執行状況等を踏まえながら、使途の厳格化を行い、被災地の復旧・復興に直接資するものとなるよう要求額の精査を行うこと。

【本件連絡先】

予算・会計班 稲垣、青木、上野

電話：03-5545-7370（直通）